

- 都市計画証明書
 - 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書
 - 首都圏整備法に基づく既成市街地内又は外の証明書
- の事務手続きについて**

都市計画証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 * 登記情報提供サービスでダウンロードしたものも可	1
手数料	300円*	—

納税猶予の特例適用の農地等該当証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 証明願	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 * 登記情報提供サービスでダウンロードしたものも可 ・ 固定資産(土地・家屋)公課証明書 又は 名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋) (対象土地が記載されている最新年度のもの) * 原本をお持ちください(返却が必要な場合は写しもお持ちください) ・ 土地登記事項証明書(土地登記簿謄本) * 生産緑地地区内の土地で、生産緑地(特定生産緑地含む)指定以降に 分合筆等により地名地番の変更がある場合に必要です。 * 原本をお持ちください(返却が必要な場合は写しもお持ちください)	1
手数料	300円*	—

首都圏整備法に基づく既成市街地内又は外の証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 * 登記情報提供サービスでダウンロードしたものも可	1
手数料	300円*	—

証明書の交付は、原則翌日以降となります。

申請の際は必ず、事前に電話で予約の上、15時までに、ご来庁をお願いします。

*手数料は受付時にお渡しする納付書を使用して、金融機関にてお支払いいただきます。

問合せ先：都市整備局都市計画課指導係 電話 045-671-3510

証明の様式、記載例はホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/seigen/syomei.html>